

災害時における応急復旧対策の協力に関する協定

大阪市水道局（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪建設業協会（以下「乙」という。）は、地震その他の異常な自然現象により、水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧対策（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の甲に対する協力に関して基本的事項を定め、被災した水道施設機能の早期回復を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策が実施できないときは、乙に対し協力要請する。

2 前項により要請を受けた乙は、速やかに加盟会員に周知し、要請された応急対策に協力する。

（要請手続）

第3条 甲は、前条第1項の規定により乙に対して協力を要請するときは、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書（以下、「要請書」という）を交付するものとする。

2 甲が行う要請書の様式は、別紙様式一とする。

3 乙は、第1項により要請を受けたときは、応急対策に協力する加盟会員を選定する。

4 乙は、前項の規定により、応急対策を実施する加盟会員を選定したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

第4条 乙の加盟会員は、甲より要請された応急対策を完了したときは、速やかに甲に対し所定の書式（以下、「報告書」という。）により報告を行う。

2 乙の加盟会員が行う報告書の様式は、別紙様式二とする。

（経費負担及び確認・検査）

第5条 この協定に基づき、乙の加盟会員が甲より要請され応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の価格決定にあたっては、乙の加盟会員は具体的履行内容の確定後、積算根拠となる業務内訳書を甲に提出し、甲、乙の加盟会員が協議して定めるものとする。

る。

3 甲は、乙の加盟会員の具体的な履行内容の確認・検査を行う。

(連絡体制)

第6条 応急対策の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとし、毎年4月末日までに甲、乙双方が報告する。

(防災訓練への協力)

第7条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙双方から申し出がない場合は、本協定期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定める。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年9月30日

甲 大阪市住之江区南港北2-1-10

大阪市水道局

大阪市水道局長 玉井 得雄



乙 大阪市中央区北浜東1-30

一般社団法人 大阪建設業協会

会長

蔦田 守雄



様式—1

平成 年 月 日

災害時における応急復旧対策に関する協力要請

大阪建設業協会 会長様

大阪市水道局長

「災害時における応急復旧対策の協力に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1. 被災場所又は応急対策の要する場所と被災概要	①概要 ②場所 区 町 丁目 番地先 ~ 区 町 丁目 番地先
2. 要請担当者	電話 ()
3. 要請日時	平成 年 月 日 () AM・PM 時 分
4. 協力要請内容 (人員・資機材等)	
5. 協力要請の期間	平成 年 月 日 () ~平成 年 月 日 ()
6. その他必要な事項	

整理番号

様式一2

平成 年 月 日

災害時における応急復旧対策に関する実施報告書

大阪市水道局長様

会社名 _____

「災害時における応急復旧対策の協力に関する協定」第4条の規定に基づき、要請のありました応急対策について次のとおり報告します。

1. 被災場所又は応急対策の要する場所と被災概要	①概要 ②場所 区 町 丁目 番地先 ～ 区 町 丁目 番地先
2. 会社名及び現場責任者	電話 ()
3. 要請日時	要請担当者名 平成 年 月 日 () AM・PM 時 分
4. 応急対策に従事した人員・資機材等	
5. 応急対策の期間	平成 年 月 日 () ～平成 年 月 日 ()
6. その他必要な事項	

整理番号